○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字四万字的場一三〇二の一、東吾妻町大字大戸字鳴瀬四四三、四四四、四四六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市五個荘和田町字中山五〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市西浅井町沓掛字カンナクド一二〇〇の一、一二〇〇の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町途中谷字灰畑二五の一・二六の一・二六の七・二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡日野町大字鳥居平字上人谷二一二、二一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字屏風字栗サ幸三二・字堀畑三五・字中尾四三・四五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四一、四二、四四、字井戸ノ谷五六の一、五六の二、五八から六一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀畑三五・字中尾四一・四三・字井戸ノ谷五六の一・五六の二・五八から六一まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市甲津原字瀬戸山一二二九から一二三一まで、一二四一から一二四三まで、一二四四の一、一二四四の二、一二四五から一二四九まで、一二五二から一二五四まで、一二六四から一二七三まで、一二八七から一二九五から一二九八の一、一二九八の二、字向山一五九六から一五九九まで、一六〇二から一六一一まで、一六一二の二、一六一三、一六一四、一六一五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸山一二三〇、一二四一から一二四三まで、一二四四の一、一二四四の二、一二四五から一二四九まで、一二五二から一二五四まで、一二六四から一二七三まで、一二七四から一二七五から一二八七まで、一二九五から一二九八の一、一二九八の二、字向山一五九六から一五九九まで、一六〇二から一六〇四まで、一六一二の二、一六一四、一六一五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字保月字ヲチ岩六の二、七、七の一、七の二、八、八の一、八の二、九、九の一、九の二、字ムラ子ノ谷一二（次の図に示す部分に限る。）、字丑ガフチ一四・一四の一・一四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字五僧字ノセ二八の一、二八の八、二八の九、二九の一、二九の二、字カヽンド三三（次の図に示す部分に限る。）、三三の一、字谷坂三五、三六、三八